

ごみのポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業 公募要領

1. 事業の目的

国内外の観光需要は急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻しているが、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている。

令和5年10月18日には、観光立国推進閣僚会議において、「オーバーツーリズム未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、持続可能な観光地域づくりを実現するため、マナー違反行為の防止・抑制を含む各種対策に政府として取り組むこととなったところです。

このため、環境省では、地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携したポイ捨て・発生抑制対策モデル事業の実施・効果検証により、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を図り、同事業の成果も含め、優良かつ先進的で観光地の魅力向上につながるポイ捨て・発生抑制対策等を取りまとめ、全国の観光地に対して水平展開を行うことで、環境保全と観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上に繋げていくことを目的にモデル事業を公募します。

2. 事業の内容

本モデル事業は、以下の3つの項目の内いずれかに該当する事業を対象に公募を実施します。応募に当たっては、実施事業者において創意工夫の上、事業内容を記載してください。

- ① ナッジの活用や観光アプリとの連携等によりごみの発生抑制や適切な排出への行動変容を促進する取組
- ② 観光資源を活用した3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を地域との連携により面的に行う取組
- ③ その他（①②と同様に本モデル事業の目的に沿った行動変容の促進や3Rの推進が行われる取組であること）

※景観・自然環境保全効果が高い、国立公園の観光地への対策もモデル事業の対象に含めます。

3. 選定方法・基準等

（1）選定方法

あらかじめ申請書類の不備の有無ならびに提案するモデル事業が事業の目的に沿ったものであるか予備審査を実施します。予備審査を通過した10件程度のモデル事業について、有識者等を構成委員とした審査委員会において、（2）に示す選

定基準の観点から、対象事業を選定し、応募いただいた事業者にご連絡します（採択された事業者については、事業の内容を含め公表を予定しています。）。

採択に当たっては、審査結果や審査委員会委員の意見等を考慮して、モデル事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の変更を条件として付す場合があります。

なお、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合があります、環境省が指定した日時においてヒアリングを実施することとします。

※採択結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

（２）評価基準

評価項目	評価事項
①先進性・モデル性	これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
②具体性・実現可能性	実施計画書の計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）の方法は適切に設定されているか。
	関連団体等（地方公共団体、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
③緊要性	モデル事業の中で特定されるオーバートリズムとしての課題が緊要性の高いもの（又はその懸念があるもの）であり、その課題に対して効果が見込まれるか。
④経済性、継続性・波及性	期待される効果（対象エリアの大きさ、関係者の数などを含む）と事業費が妥当性のある取組であるか。
	本モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
⑤観光地の魅力向上	期待される効果が、ポイ捨て防止やごみの発生抑制のみならず、観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上に資する取組であるか。
⑥評価委員の知見に基づく上乘せ評価、又は、上記以外の観点での評価（取組のインパクト、国際展開性、創意工夫など）	

４．公募の対象

申請者はNPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体を原則とする。ただ

し、民間団体が地方公共団体などと共同で提案すること、複数の民間団体と共同で提案することを妨げない。

なお、モデル事業実施の際は、地方公共団体と共同で提案するか否かにかかわらず、モデル事業における廃棄物の処理方法について、実施場所の自治体（複数にまたがる場合は全ての自治体）の環境部局と協議を行い、その確認を得ること。

5. 実施期間

モデル事業の実施期間は、令和6年10月末頃までを予定しています。

なお、採択された団体による取組結果について環境省が主催する予定の「地域モデル事業評価委員会」において検証するため、取組結果をとりまとめた中間報告書を令和6年10月末日までに、また、評価検証を行った上で、最終報告書を令和6年12月末日までに環境省と別途契約する「令和5年度ごみのポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業（観光庁連携事業）支援業務」請負者（以下、「支援事業者」という。）に提出していただくことを想定しています（詳細は採択後に御案内いたします）。※当該報告書については、別途、令和7年1月頃に予定している成果報告会等において報告を行っていただく場合があります。

6. 実施方法・費用等

（1）実施方法

採択された団体は、環境省の指示のもと、応募により提案いただいた取組内容に主体的に取り組んでいただきます。

なお、本モデル事業は補助金ではありません。したがって、実際に取組を行う実施事業者は、支援事業者と契約し、連携して実施いただくことで、実際の取組に必要な費用の支払いを、支援事業者から受けることとなります。

（2）対象経費

各事業のうち、モデル事業等の実施に必要となる費用は、会議・調整のための費用（例えば、会場費、構成員の交通費・謝金など）、広報・PRのための費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用）、調査・検討・分析の費用（例えば、アンケート調査の実施費用）、連携する事業者等への委託費（人件費など）、機械器具等のリース・レンタル費用（モデル事業期間内に発生する経費のみ）その他必要と認められる経費（アプリ開発費用、テイクアウト用容器の製造・購入費など）に該当する費用とする。

本モデル事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本モデル事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはモデル事業開始前にあらかじめ支援事業者を通じて環境省に相談の上、適切な経費計上に努めること。

※備品購入や施設整備（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）などモデル事業終了後に財産となるような支出や単価が5万円を超える物品の原則計上は不可とする。

※本モデル事業の採択以前に発生する経費及びモデル事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

（3）採択件数と経費の上限

採択件数は5件程度を予定しています。また、1件あたりにつき経費の上限は、30,000千円（税込）とします。

7. 応募方法

（1）応募受付期間

令和6年3月7日（木）から4月10日（水）まで（必着）

※最終日は、午後5時までの受付とします。

（2）応募書類

別添の応募様式（※）に必要事項を記入の上、メールでご応募ください。電子メールの件名を「ごみのポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業（観光庁連携事業）の応募について」としてください。電子メールで提出後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に電話にて提出した旨ご連絡ください。（宛先及び連絡先は「10 提出及び問合せ先」を参照。）

※応募様式に加え、説明資料（A4片面 3枚以内）を添付することは可とします。

8. スケジュール（予定）

令和6年3月7日（木）	募集開始
令和6年4月10日（水）	募集締切り（午後5時まで）
令和6年4月中旬	事業者ヒアリング（2日程度）
令和6年4月下旬	採択予定
令和6年5月上旬	モデル事業実施
令和6年10月末日	モデル事業終了
令和6年12月末日	最終報告書提出
令和7年1月	成果報告会

9. 留意事項

提案内容について、環境省本省への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案に当たり、環境省本省の幹部及び担当者に対し、選定の陳情等を行うことは控

えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省本省の幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。

10. 提出及び問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担 当：日垣、三浦、兼森

メール：hairi-haitai@env.go.jp

電 話：03-5521-9273